



11月～12月・福岡県下一斉徴収強化月間

わすれて いませんか？ 納税を

本市では、福岡県と連携し、広報による納税推進の取り組みや、滞納者に対する催告の強化、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分の強化など、さまざまな徴収対策を実施します。

滞納には厳正に対応

特別な理由もなく、納期限を過ぎても納めていない「滞納」になった場合には、税金を確保するため、法令に従い滞納処分を行います。まず、督促状を送付し、それでも税金を納めない場合には、金融機関や勤務先、取引先などに調査を行い、差し押さえを行います。差し押さえは事前の連絡や本人の同意は必要としない処分です。ある日突然、預金や給与などの財産が差し押さえられることとなります。しかし、差し押さえという最終手段に至るまでには督促状や催告書などを送って納税を促しています。こうした税務課からの書類は放置せず、必ず開封して内容を確認してください。

滞納を放置しないで

税金は、教育や福祉、医療、水道など市民の暮らしを支えるために幅広く使われています。もしも税金がなくなると、みなさんが当たり前利用している公共サービスが提供できない社会になってしまいます。安全で安心な生活を守っていくためには、税金の公平な負担と自主的な納期限内納付が必要不可欠です。

市では納税相談のほか、ファイナンシャルプランナーから生活改善へのアドバイスを受ける機会を設けています。困ったときは、早めに税務課の窓口で相談して「滞納」を「完納」にする方法を考えましょう。



滞納処分の流れ

督促・催告

督促状や催告書を送って自主的な納税を促します。

財産調査・捜索

金融機関や勤務先などで財産を調査し、住宅や事務所を家宅捜索します。

差し押さえ

不動産や自動車などの動産、預貯金、給与などの債権を差し押さえます。

公売・換価・充当

現金は市税に充当し、現金以外の財産は公売などで市税に充当します。



豊富な納税方法で 生活スタイルに合わせて 便利に納税を

- ① 便利で安心な口座振替で「ついうっかり」を防ぎます。
- ② コンビニ納付で24時間いつでも納付できます。
- ③ スマートフォンで自宅にいても簡単便利に納付できます。

詳しくはこちら

地方税お支払いサイト

(利用者向けホームページ)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>



納付書の2次元コードまたはバーコードをスマートフォンカメラで読み込み、スマートフォンで決済

相談・問い合わせ

税務課収納係 (☎ 85-7112) 8時30分～17時
夜間納税相談窓口 毎月第2木曜日 17時～19時